

栃木県

出荷制限指示後の管理の考え方

－たけのこ－

たけのこの出荷管理については、関係市町と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町からの出荷防止対策

(1) 生産者対策

県は、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市及び那須町の協力を得て、たけのこの出荷制限が指示された当該市町における生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

地元JAや直売所、卸売り市場等に対し、出荷制限が指示された市町産のたけのこを扱わないこと、産地の市町を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された市町産のたけのこが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町以外から産出されるたけのこについては、地元JAや直売所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。